

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を制定するについて

1 対象条例

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例
(平成 26 年 12 月 26 日 条例第 36 号)

2 改正の趣旨及び経過

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の 3 職種の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするため介護保険法施行規則が改正され、これにより条例を改正するもの

3 現在の職員配置基準

配置職種及び人数（担当する区域の高齢者人口 6,000 人未満の場合）

- ・保健師 1 名
- ・社会福祉士 1 名
- ・主任介護支援専門員 1 名

勤務形態：常勤

4 改正内容

- (1) 常勤換算方法による配置職員数の算出を可能とする（第 5 条第 1 項）
※常勤換算方法…「非常勤職員の勤務延時間数」を「常勤職員が勤務すべき時間数」で除することにより、職員数に換算する方法
- (2) 複数の地域包括支援センターの担当区域を一つの区域とみなし職員を配置することを可能とする（第 5 条第 2 項）
- (3) 条文中における引用条項の変更等（第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項）

5 改正条例の施行日

令和 7 年 4 月 1 日

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1. 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターに置くべき職員数について、常勤換算方法によることを可能とする。

※常勤換算方法…「非常勤職員の勤務延時間数」を「常勤職員が勤務すべき時間数」で除することにより、職員数に換算する方法

2. 地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域とし、その区域の高齢者人口をもとにセンターに配置すべき3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の常勤職員数の合計をそれぞれのセンターに配置することにより、配置基準を満たすものとする。

ただし、質の担保の観点から、各センターには2職種以上の職員の配置を必須とする。

○配置例

